

特集「生物多様性保全に寄与する地域性種苗の確保に関する取り組み」 —三陸地域の復興を主な視点に—

はじめに 生態系保全研究部会の今期体制と活動について

生態系保全研究部会 第12期部会長 中島敦司

幹事 入山義久, 橘 隆一, 中村華子, 夏原由博, 吉原敬嗣

日本緑化工学会では2002年に、生物多様性保全における緑化の役割について、当時の植物問題検討委員会が「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」をとりまとめて発表し、外来種問題に対する学会の姿勢を示した(27巻3号, 2002年)。斜面緑化研究部会では法面緑化におけるより具体的な考え方を「のり面における自然回復緑化の基本的な考え方のとりまとめ」(29巻4号, 2004年)に整理した。

2004年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以後、「外来生物法」と略称)が成立し、2005年6月に施行された。この法律の検討過程において、緑化に多用されているいくつかの植物が特定外来生物の候補として検討された。緑化に使用されている外来植物の取り扱いについては、三省合同研究会が設置され検討が進められているものの、緑化に携わるすべての関係者にとって、何らかの対応が避けて通れないものとなっている。日本緑化工学会の研究発表会等においても、遺伝子の系統保全や種の多様性へ配慮するための研究や事業が多数見受けられる。

そもそも緑化工の基本概念としては「自然な緑は人間の手によってつくられるものではなく、自然自身がつくるものである。その自然回復に対して手を貸す行為が本来あるべき緑化である¹⁾」と考えられており、緑化事業では、当面目指す初期植生を目標植生として成立させ、その後は自然の遷移に任せることを基本的な考え方としてきた。しかし外来生物法の成立により「自然に任せる」だけではなく、積極的に外来種の使用を控え、必要な対策をとることが求められるようになった(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する付帯決議5, 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること, 平成16年5月27日 衆議院環境委員会 など)。

日本緑化工学会会員をはじめ関係者は緑化の公益性(災害復旧, 防災, 温暖化対策, 景観改善, 癒し効果など)を担保しつつ、生物多様性, 遺伝子の多様性・地域性に対する社会的要請に応えるべく急激な対応を迫られる中、地域性種苗の

導入を進めるための努力をしてきた。

種苗生産、とくに木本植物の種子を取り扱う実務に携わっている会員からの声として、大きくわけてふたつの問題点が指摘されている。ひとつは利用範囲が限定されており市場が小さく、流通量が少ない。そのため生産に計画性を持って取り組むことができず、利用を見込める植物種に採取や貯蔵を限定せざるを得ないというものである。もうひとつは手間や経費がかかる割に、そのコストを価格に転嫁することができない、というものである。直接的には、このふたつの要因が種苗業者からの供給を限定する要因のひとつとなり、またひいては地域性種苗の使用量、使用範囲、つまり普及を妨げている結果を招く一因になっているのではないだろうか。

そこで今期、生態系保全研究部会では生物多様性に配慮した緑化事業の普及、地域性種苗の利用拡大をはかるための環境整備の一環として、日本緑化工学会としてどのような情報を提供すればよいのか整理したいと考えた。

種苗の実務に関わっているメンバーを中心に事業者、市民、住民など「実際に扱う」「実際に触れる」視点に重心を置いた研究集会を企画する、問題の周知のためのイベントを行う、課題に早急に対応するために現場では回避してしまっている基礎的な議論を深める、といったことに取り組むことにした。研究部会として取り組んで行く中で、社会に対してどのように発信し普及するのが有効なのか、掘り下げていくことができれば有用ではないかと考えている。

補注) この研究集会を企画しているときには「生態系保全研究部会」であった。この研究集会を実施した2012年大会『ELR 2012 東京』の期間中に開催された総会において、いくつかの研究部会が統合されることが決まった。2013年より、新しい枠組みの「生態・環境緑化研究部会」としての活動が検討される予定であることを申し添えておく。

引用文献

- 1) 倉田益二郎 (1979) 緑化工技術, 森北出版株式会社, 291 pp.